



平成 21 年 5 月 12 日

各 位

会 社 名 株式会社ミロク情報サービス
代表者名 代表取締役社長 是枝周樹
(コード番号 9928 東証第 2 部)
問合せ先 経営管理本部長 滝本訓夫
(TEL. 03-5361-6369)

当社定款の一部変更について

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を本年 6 月 26 日開催予定の第 32 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1. 定款一部変更の目的

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 88 号、以下「決済合理化法」という。）が平成 21 年 1 月 5 日に施行され、株券の電子化が実施されました。これに伴い、以下のとおり現行定款を形式的に変更するものであります。

- (1) 決済合理化法附則第 6 条第 1 項により、当社は決済合理化法の施行日に株券の発行を定めた定款の定めを廃止する定款変更の決議がなされたものとみなされておりますので、現行定款第 7 条（株券の発行）を削除し、併せて株券に関する文言の削除および修正を行うものであります。
- (2) 「株券等の保管及び振替に関する法律」が廃止されたことに伴い、当社定款のうち、実質株主および実質株主名簿に関する文言の削除および修正を行うものであります。
- (3) 株券喪失登録簿は、決済合理化法施行日の翌日から起算して 1 年を経過する日までこれを作成して備え置くこととされているため、付則に所要の規定を設けるものであります。
- (4) その他、必要な規定および文言の加除、修正等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

定款変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日 平成 21 年 6 月 26 日

定款変更の効力発生予定日 平成 21 年 6 月 26 日

以上

(別紙) 変更の内容

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株券の発行) <u>第7条</u> 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>(自己の株式の取得) <u>第8条</u> (条文省略)</p> <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行) <u>第9条</u> 当社の単元株式数は、500株とする。 2. 当社は、<u>第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、「株式取扱規則」に定めるところについてはこの限りではない。</u></p> <p>(単元未満株式についての権利) <u>第10条</u> 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 ①会社法第189条第2項各号に掲げる権利 ②会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 ③株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 ④次条に定める請求をする権利</p> <p>(単元未満株式の買増し) <u>第11条</u> (条文省略)</p> <p>(株式取扱規則) <u>第12条</u> (条文省略)</p> <p>(株主名簿管理人) <u>第13条</u> 当社は、株主名簿管理人を置く。 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 3. 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、<u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿</u>の作成ならびに備置きその他の株主名簿、<u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿</u>に関する事務は、これを</p>	<p>(削 除)</p> <p>(自己の株式の取得) <u>第7条</u> (現行どおり)</p> <p>(単元株式数) <u>第8条</u> 当社の単元株式数は、500株とする。 (削 除)</p> <p>(単元未満株式についての権利) <u>第9条</u> 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 ①会社法第189条第2項各号に掲げる権利 ②会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 ③株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 ④次条に定める請求をする権利</p> <p>(単元未満株式の買増し) <u>第10条</u> (現行どおり)</p> <p>(株式取扱規則) <u>第11条</u> (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人) <u>第12条</u> 当社は、株主名簿管理人を置く。 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p>

<p>株主名簿管理人に委託し、当会社 においては取り扱わない。</p> <p>第 14 条～第 41 条 （条文省略）</p> <p>（新 設）</p>	<p>第 13 条～第 40 条 （現行どおり）</p> <p><u>（付則）</u></p> <p><u>1. 当会社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。</u></p> <p><u>2. 前項および本項は、平成 22 年 1 月 5 日まで有効とし、平成 22 年 1 月 6 日をもって前項および本項を削除するものとする。</u></p>
--	--

以上